

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2503002		処分名	危険物の仮貯蔵及び仮取扱いの承認			
区分	申請に対する処分・法令		処分権者	消防長			
担当部署	部	消防部局		課	予防課		
根拠規定	消防法				第10条第1項		
基準規定	①	消防法			第10条第1項		
	②	鈴鹿市危険物規制規則			第2条第1項		
	③						
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	平成26年3月1日	
	非公開該当		未設定理由				
	<p>消防法 〔危険物の貯蔵及び取扱いの制限等〕 第十条 指定数量以上の危険物は、貯蔵所（車両に固定されたタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所（以下「移動タンク貯蔵所」という。）を含む。以下同じ。）以外の場所でこれを貯蔵し、又は製造所、貯蔵所及び取扱所以外の場所でこれを取り扱ってはならない。ただし、所轄消防長又は消防署長の承認を受けて指定数量以上の危険物を、10日以内の期間、仮に貯蔵し、又は取り扱う場合は、この限りでない。</p> <p>鈴鹿市危険物規制規則 （仮貯蔵又は仮取扱いの承認） 第2条 法第10条第1項ただし書の規定による指定数量以上の危険物を10日以内の期間、仮に貯蔵し、又は仮に取り扱うことの承認を受けようとする者は、危険物仮貯蔵（取扱）承認申請書（第1号様式）に関係図面及び火災予防上の措置について記載した書類を添えて、消防長に提出しなければならない。</p> <p>2 消防長は、前項の規定による申請について、その実情を調査し、火災予防上支障がないと認めたとときにあつては承認書（第1号の2様式）に、火災予防上支障があると認めたとときにあつては不承認書（第1号の3様式）に前項の承認申請書1部を添付して交付するものとする。</p> <p>3 前項の承認を受けた者は、当該仮貯蔵所又は仮取扱所の見やすい箇所に表示板（第2号様式）を掲示しなければならない。</p>						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	平成26年3月1日	
	期間	10日間（休業日除く）					
聴聞等							
備考							

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2503003		処分名	危険物施設設置・変更の許可			
区分	申請に対する処分・法令		処分権者	市長			
担当部署	部	消防部局		課	予防課		
根拠規定	消防法				第11条第1項		
基準規定	①	消防法			第11条第1項・第2項		
	②	危険物の規制に関する政令			第6条・第7条・第9条～第23条		
	③						
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	平成26年3月1日	
	非公開該当		未設定理由				
	<p>消防法 〔危険物施設の設置、変更等〕 第十一条 製造所、貯蔵所又は取扱所を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、製造所、貯蔵所又は取扱所ごとに、次の各号に掲げる製造所、貯蔵所又は取扱所の区分に応じ、当該各号に定める者の許可を受けなければならない。製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更しようとする者も、同様とする。 一～四(略)</p> <p>② 前項各号に掲げる製造所、貯蔵所又は取扱所の区分に応じ当該各号に定める市町村長、都道府県知事又は総務大臣(以下この章及び次章において「市町村長等」という。)は、同項の規定による許可の申請があつた場合において、その製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造及び設備が前条第四項の技術上の基準に適合し、かつ、当該製造所、貯蔵所又は取扱所においてする危険物の貯蔵又は取扱いが公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものであるときは、許可を与えなければならない。</p>						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	平成26年3月1日	
	期間	10日間(休業日除く)					
聴聞等							
備考	鈴鹿市危険物規制審査基準						

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2503004		処分名	危険物施設の完成検査		
区分	申請に対する処分・法令		処分権者	市長		
担当部署	部	消防部局		課	予防課	
根拠規定	消防法				第11条第5項	
基準規定	①	消防法			第11条第5項	
	②	危険物の規制に関する政令			第8条	
	③					
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	平成26年3月1日
	非公開該当		未設定理由			
	<p>消防法 〔危険物施設の設置、変更等〕 第十一条 ①～④(略) ⑤第一項の規定による許可を受けた者は、製造所、貯蔵所若しくは取扱所を設置したとき又は製造所、貯蔵所若しくは取扱所の位置、構造若しくは設備を変更したときは、当該製造所、貯蔵所又は取扱所につき市町村長等が行う完成検査を受け、これらが前条第四項の技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。ただし、製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更する場合において、当該製造所、貯蔵所又は取扱所のうち当該変更の工事に係る部分以外の部分の全部又は一部について市町村長等の承認を受けたときは、完成検査を受ける前においても、仮に、当該承認を受けた部分を使用することができる。 ⑥・⑦(略)</p> <p>危険物の規制に関する政令 (完成検査の手続) 第八条 法第十一条第五項の規定による完成検査(以下「完成検査」という。)を受けようとする者は、その旨を市町村長等に申請しなければならない。 2 市町村長等は、前項の規定による申請があつたときは、遅滞なく、当該製造所等の完成検査を行わなければならない。 3 市町村長等は、完成検査を行つた結果、製造所にあつては第九条及び第二十条から第二十二条まで、貯蔵所にあつては第十条から第十六条まで及び第二十条から第二十二条まで、取扱所にあつては第十七条から第十九条まで及び第二十条から第二十二条までにそれぞれ定める技術上の基準(法第十一条の二第一項の検査(以下「完成検査前検査」という。))に係るものを除く。)に適合していると認めるときは、当該完成検査の申請をした者に完成検査済証を交付するものとする。 4～6(略)</p>					
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	平成26年3月1日
	期間	10日間(休業日除く)				
聴聞等						
備考	鈴鹿市危険物規制審査基準					

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2503005		処分名	仮使用の承認			
区分	申請に対する処分・法令		処分権者	市長			
担当部署	部	消防部局		課	予防課		
根拠規定	消防法				第11条第5項		
基準規定	①	消防法			第11条第5項		
	②	鈴鹿市危険物規制規則			第6条第1項		
	③						
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	平成26年3月1日	
	非公開該当		未設定理由				
	<p>消防法 〔危険物施設の設置、変更等〕 第十一条 ①～④(略) ⑤第一項の規定による許可を受けた者は、製造所、貯蔵所若しくは取扱所を設置したとき又は製造所、貯蔵所若しくは取扱所の位置、構造若しくは設備を変更したときは、当該製造所、貯蔵所又は取扱所につき市町村長等が行う完成検査を受け、これらが前条第四項の技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。ただし、製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更する場合において、当該製造所、貯蔵所又は取扱所のうち当該変更の工事に係る部分以外の部分の全部又は一部について市町村長等の承認を受けたときは、完成検査を受ける前においても、仮に、当該承認を受けた部分を使用することができる。 ⑥・⑦(略)</p> <p>鈴鹿市危険物規制規則 (仮使用の承認) 第6条 法第11条第5項ただし書の規定による製造所等のうち、変更の工事に係る部分以外の部分を使用することの承認を受けようとする者は、申請書に関係図面、工事計画書及び火災予防上の措置について記載した書類を添えて、市長に提出しなければならない。 2・3(略)</p>						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	平成26年3月1日	
	期間	10日間(休業日除く)					
聴聞等							
備考	鈴鹿市危険物規制審査基準						

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2503006		処分名	危険物施設の完成検査前検査			
区分	申請に対する処分・法令		処分権者	市長			
担当部署	部	消防部局		課	予防課		
根拠規定	消防法				第11条の2第1項		
基準規定	①	消防法			第11条の2第1項		
	②	危険物の規制に関する政令			第8条の2		
	③	鈴鹿市危険物規制規則			第8条		
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	平成26年3月1日	
	非公開該当		未設定理由	別紙(ID2503006)参照			
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	平成26年3月1日	
	期間	10日間(休業日除く)					
聴聞等							
備考	鈴鹿市危険物規制審査基準						

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2503007		処分名	予防規程の認可、変更認可			
区分	申請に対する処分・法令		処分権者	市長			
担当部署	部	消防部局		課	予防課		
根拠規定	消防法				第14条の2第1項		
基準規定	①	消防法			第14条の2第1項・第2項		
	②	危険物の規制に関する規則			第12条・第60条の2		
	③	鈴鹿市危険物規制規則			第12条		
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	平成26年3月1日	
	非公開該当		未設定理由				
	<p>消防法 〔予防規程〕 第14条の2 政令で定める製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、当該製造所、貯蔵所又は取扱所の火災を予防するため、総務省令で定める事項について予防規程を定め、市町村長等の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。 ② 市町村長等は、予防規程が、第十条第三項の技術上の基準に適合していないときその他火災の予防のために適当でないと認めるときは、前項の認可をしてはならない。 ③～⑤(略)</p> <p>危険物の規制に関する規則 (予防規程に定めなければならない事項) 第60条の2 法第14条の2第1項に規定する総務省令で定める事項は、次項、第4項又は第6項に定める場合を除き、次のとおりとする。 1～7(略)</p> <p>鈴鹿市危険物規制規則 (予防規程の認可) 第12条 市長は、法第14条の2第1項の規定による予防規程の認可の申請について、申請の事項及び法第10条第三項の技術上の基準に適合し、かつ、省令で定める事項及び火災予防上必要な事項が適切に規定されているかを審査し、支障がないと認めるときにあっては認可証(第9号様式)に、支障があると認めるときにあっては不認可書(第9号の2様式)に申請書1部を添付して交付するものとする。</p>						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	平成26年3月1日	
	期間	10日間(休業日除く)					
聴聞等							
備考	鈴鹿市危険物規制審査基準						

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2503008		処分名	定期保安検査		
区分	申請に対する処分・法令		処分権者	市長		
担当部署	部	消防部局		課	予防課	
根拠規定	消防法				第14条の3第1項	
基準規定	①	消防法			第10条第4項	
	②	危険物の規制に関する政令			第8条の3, 第8条の4第1項から第3項, 第9条から第23条	
	③					
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	平成26年3月1日
	非公開該当		未設定理由			
	<p>消防法 〔危険物の貯蔵及び取扱いの制限等〕 第10条①～③(略) ④ 製造所、貯蔵所及び取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、政令でこれを定める。</p> <p>〔保安検査及びその審査の委託〕 第14条の3 政令で定める屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の所有者、管理者又は占有者は、政令で定める時期ごとに、当該屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所に係る構造及び設備に関する事項で政令で定めるものが第10条第4項の技術上の基準に従って維持されているかどうかについて、市町村長等が行う保安に関する検査を受けなければならない。 ②・③(略)</p> <p>危険物の規制に関する政令 (保安に関する検査) 第8条の4 法第14条の3第1項の政令で定める屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所は、特定屋外タンク貯蔵所で、その貯蔵し、若しくは取り扱う液体の危険物の最大数量が一万キロリットル以上のもの又は前条に規定する移送取扱所とする。 2～7(略)</p>					
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	平成26年3月1日
	期間	10日間(休業日除く)				
聴聞等						
備考	鈴鹿市危険物規制審査基準					

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2503009		処分名	臨時保安検査		
区分	申請に対する処分・法令		処分権者	市長		
担当部署	部 消防部局		課	予防課		
根拠規定	消防法			第14条の3第2項		
基準規定	①	消防法		第10条第4項		
	②	危険物の規制に関する政令		第8条の4第5・第9条から第23条		
	③	危険物の規制に関する規則		第62条の2の9		
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	平成26年3月1日
	非公開該当		未設定理由			
	<p>消防法 〔危険物の貯蔵及び取扱いの制限等〕 第十条①～③(略) ④ 製造所、貯蔵所及び取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、政令でこれを定める。</p> <p>危険物の規制に関する政令 (保安に関する検査) 第8条の4 1～4(略) 5 法第14条の3第2項の不等沈下その他の政令で定める事由は、液体危険物タンクの直径に対する当該液体危険物タンクの不等沈下の数値の割合が百分の一以上であることその他これに相当するものとして総務省令で定める事由とする。</p> <p>危険物の規制に関する規則 6・7(略)</p> <p>危険物の規制に関する規則 (保安に関する検査を受けなければならない事由) 第62条の2の9 令第8条の4第5項の総務省令で定める事由は、次に掲げるものとする。 一 岩盤タンクに第22条の3第3項第5号の想定される荷重を著しく超える荷重が加えられることその他の危険物又は可燃性の蒸気の漏えいのおそれがあると認められること。 二 地中タンクに第22条の3の2第3項第5号ハの荷重を著しく超える荷重が加えられることその他の危険物又は可燃性の蒸気の漏えいのおそれがあると認められること。</p>					
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	平成26年3月1日
	期間	10日間(休業日除く)				
聴聞等						
備考	鈴鹿市危険物規制審査基準					

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2503013		処分名	危険物の貯蔵及び取扱いの休止の確認(保安に関する検査時期の特例事由)		
区分	申請に対する処分・法令		処分権者	市長		
担当部署	部	消防部局		課	予防課	
根拠規定	危険物の規制に関する規則			第62条の2第1項第3号		
基準規定	①	危険物の規制に関する政令		第8条の4第2項ただし書き		
	②	危険物の規制に関する規則		第62条の2第1項第3号		
	③	鈴鹿市危険物規制規則		第16条		
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	平成26年3月1日
	非公開該当		未設定理由			
<p>基準規定(参考)</p> <p>危険物の規制に関する規則 (保安に関する検査を受けなければならない時期の特例事由) 第62条の2 令第8条の4第2項ただし書の総務省令で定める事由は、次に掲げるものとする。 一 災害その他非常事態が生じたこと。 二 保安上の必要が生じたこと。 三 危険物の貯蔵及び取扱いが休止されたこと。 四 前号に掲げるもののほか、使用の状況(計画を含む。)等に変更が生じたこと。 2 前項第3号の危険物の貯蔵及び取扱いからは、次に掲げるものを除く。 一 消火設備又は保安のための設備の動力源の燃料タンクにおける危険物の貯蔵又は取扱い 二 ポンプその他の潤滑油又は作動油を用いる機器における潤滑油又は作動油の取扱い(1の機器において取り扱う潤滑油又は作動油の数量が指定数量の5分の1未満である場合に限る。) 三 屋外タンク貯蔵所の配管の他の製造所等との共用部分における危険物の取扱い(当該他の製造所等における危険物の貯蔵又は取扱いに伴うものに限る。)</p> <p>鈴鹿市危険物規制規則 (製造所等の休止又は再開の届出) 第16条 製造所等の所有者は、製造所等の使用を3月以上にわたって休止しようとするときは、休止の7日前までに危険物製造所等休止(再開)届出書(第12号様式)により、市長に届け出なければならない。なお、休止している製造所等を再開使用するときも同様とする。 2 市長は、前項の規定による届出について、休止中における火災予防上必要な指示をすることができる。</p>						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	平成26年3月1日
	期間	10日間(休業日除く)				
聴聞等						
備考						

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2503014		処分名	危険物の貯蔵及び取扱いの休止の確認(定期点検時期の特例事由)		
区分	申請に対する処分・法令		処分権者	市長		
担当部署	部	消防部局	課	予防課		
根拠規定	危険物の規制に関する規則			第62条の5第3項		
基準規定	①	消防法		第14条の3の2		
	②	危険物の規制に関する政令		第8条の5		
	③	危険物の規制に関する規則		第62条の4・第62条の5第3項		
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	平成26年3月1日
	非公開該当		未設定理由			
	<p>危険物の規制に関する政令 (定期に点検をしなければならない製造所等の指定) 第8条の5 法第14条の3の2の政令で定める製造所、貯蔵所又は取扱所は、第7条の3に規定する製造所等(第8条の3に規定する移送取扱所を除く。)及び次に掲げる製造所等のうち、総務省令で定めるもの以外のものとする。 一 危険物を取り扱うタンクで地下にあるもの(以下この条において「地下タンク」という。)を有する製造所 二 地下タンク貯蔵所 三 移動タンク貯蔵所 四 地下タンクを有する給油取扱所 五 地下タンクを有する一般取扱所</p> <p>危険物の規制に関する規則 (定期点検を行わなければならない時期等) 第62条の4 法第14条の3の2の規定による定期点検は、一年(告示で定める構造又は設備にあつては告示で定める期間)に一回以上行わなければならない。 2 法第14条の3の2の規定による定期点検は、法第10条第4項の技術上の基準に適合しているかどうかについて行う。</p> <p>第62条の5 1・2(略) 3 第1項の規定にかかわらず、同項に規定する屋外タンク貯蔵所について同項に規定する期間内に第62条の2第1項第3号に掲げる事由が生じ、市町村長等が保安上支障がないと認める場合には、当該屋外タンク貯蔵所の所有者、管理者又は占有者の申請に基づき、当該期間を市町村長等が定める期間延長することができる。 4(略)</p>					
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	平成26年3月1日
	期間	10日間(休業日除く)				
聴聞等						
備考						

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2503015		処分名	危険物の貯蔵及び取扱いの休止の確認(定期点検時期の特例事由)		
区分	申請に対する処分・法令		処分権者	市長		
担当部署	部	消防部局		課	予防課	
根拠規定	危険物の規制に関する規則			第62条の5の2第2項		
基準規定	①	消防法		第14条の3の2		
	②	危険物の規制に関する政令		第8条の5		
	③	危険物の規制に関する規則		第62条の5の2第2項ただし書き・第62条の5の3第2項		
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	令和2年4月1日	最終更新日	令和2年4月1日
	非公開該当		未設定理由	別紙(ID2503015)参照		
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	令和2年4月1日	最終更新日	令和2年4月1日
	期間	10日間(休業日除く)				
聴聞等						
備考						